

■草加市コミュニティバスについて (草加市公共交通再編計画 抜粋)

(1) 位置付け・定義

- ・ 既存路線を補完・連携し、草加市公共交通再編計画に基づき新たに導入される地域内アクセス路線（住宅地や地域の拠点を結ぶ路線）
- ・ 住民・行政・交通事業者が協働で支えていく路線

(2) 目的【主たる目的：交通不便地域^{※1}の解消】

- ・ 地域核・地域拠点のネットワーク形成に向けた公共交通ネットワークの構築に寄与する
- ・ 地域の身近な足として、移動困難者の外出意欲を向上させ、社会参加の促進を支える

(3) 導入に当たっての考え方

- ・ 採算性の確保が見込めない場合は、市が財政支援を行う。
- ・ 経路、運賃や運行時刻などの運行計画の作成の際は、既存バス路線と整合を図る。

(4) 運行に当たっての考え方

- ・ 試験運行による評価・検証を行い、事業者による自主運行を目指す。
- ・ 利用動向のほか、地域住民の生活を支える足としての機能の達成状況について、草加市地域公共交通会議の中で評価・検証し、見直しを図っていく。

※1 本計画における交通不便地域の定義

次の条件のいずれかに該当する地域を交通不便地域と定義する。

(1) 交通利用圏域^{※2}以外の地域（交通空白地域）

(※2) ①鉄道駅から1 km以内、②軌道駅（見沼代親水公園駅）から700m以内、
③バス停から300m以内

(2) 交通利用圏域の中で、バスの運行本数が12本未満/日（片道）の地域

(3) 交通利用圏域の中で、鉄道やバスを2回以上乗り継がなければ市立病院へ行けない地域

(4) 交通利用圏域の中で、バスで直接市内の駅に行けない地域